

○三条地域水道用水供給企業団水道用水供給事業の
設置等に関する条例

昭和50年 7月16日

条 例 第 6 号

改正 昭和57年 3月 3日 条例第 1 号

昭和61年 8月26日 条例第 2 号

平成14年 8月29日 条例第 1 号

平成17年 5月 1日 条例第 1 号

平成24年 7月25日 条例第 2 号

令和 6年 2月26日 条例第 1 号

（用水供給事業の設置）

第 1 条 水道用水を三条市、加茂市及び田上町に供給するため、水道用水供給事業（以下「用水供給事業」という。）を設置する。

（経営の基本）

第 2 条 用水供給事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営しなければならない。

2 用水供給事業において水道用水を供給する水道事業者は三条市、加茂市及び田上町とする。

3 1日最大供給量は60,840立方メートルとする。

（資本剰余金の処分）

第 2 条の 2 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

（重要な資産の取得及び処分）

第 3 条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第33条第2項の規定による予算で定めなければならない三条地域水道用水供給企業団（以下「企業団」という。）の用に供する資産の取得及び処分は予定価格（適正な対価を得てする売払以外の方法による譲渡にあつてはその適正な見積価格）2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その

面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第4条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により企業団の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第5条 企業団の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又は目的物の価格が500万円以上のもの及び法律上企業団の義務に属する損害賠償の額の決定で、その決定に係る金額が50万円以上のものとする。

（業務状況説明書類の作成及び公表）

第6条 企業長は、用水供給事業に関し、法第40条の2、第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を翌年度の5月31日までにそれぞれ作成し、公表しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 事業の概要
- (2) 経理の状況
- (3) その他用水供給事業の経営状況を明らかにするため企業長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事由により第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作製し、公表することができなかつた場合は、企業長は、その事由がやんだ後速やかにこれを作製し、公表しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年3月3日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年8月26日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年8月29日条例第1号）

この条例は、平成14年9月1日から施行する。

附 則（平成17年5月1日条例第1号）

この条例は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（平成24年7月25日条例第2号）

この条例中第1条の規定は平成24年4月1日から、第2条の規定は平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月26日条例第1号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。